

# 『茂平運動場 施設利用料』

平成19年4月1日から適用

## 1 運動場

区 分		金 額
午 前	午前9時～午前12時	230円
午 後	午後1時～午後 5時	340円
夜 間	午後6時～午後 9時	340円
全 日	午前9時～午後 9時	900円

## 2 夜間照明施設利用料

区 分	金 額
1時間まで	2,000円
1時間を超える30分毎に	1,000円

## 3 管理棟会議室利用料

区分	金 額
1回	560円

## 4 体育施設付属設備及び備付けの器具類等の利用料(1回につき)

	品 名	単 位	金 額
電 源	コンセント	一箇所	50円
運動用具	練習用投てきサークル	一式	500円

### 備考

ア 利用時間は、準備・片付けを含んだ時間です。

イ 午前9時以前又は午後9時以降に利用する場合の利用料は、1時間につき当該利用の区分に係る利用時間帯の利用料の2分の1に相当する額が加算されます。

ウ 1時間未満の端数は、1時間となります。ただし、夜間照明施設は、この限りではありません。

エ 管理棟会議室の1回とは、午前・午後・夜間それぞれの時間区分ないの回数です。

指定管理者

(財)笠岡市総合福祉事業団吸江社

